

4, 入所判定について

① 入所判定委員会において、受け入れを決定いたします。

入所判定委員会の構成は、

所長、総務課長、生活相談員、施設介護支援専門員、ショート生活相談員、看護職員、居宅介護支援専門員、介護リーダー等となります。

② 委員会は、入所評価基準に基づき、次のとおり入所必要性の評価を行い、入所申込者の優先順位を決定いたします。

(1) 個別評価 本人の状況（要介護度・自立度）、介護者等の状況、介護サービス等の利用状況

(2) 総合評価

(3) その他

5, 入所までの流れ

①相談 → ②申し込み → ③入所判定 → ④決定 → ⑤契約 → ⑥入所